

## II 点検結果の概況

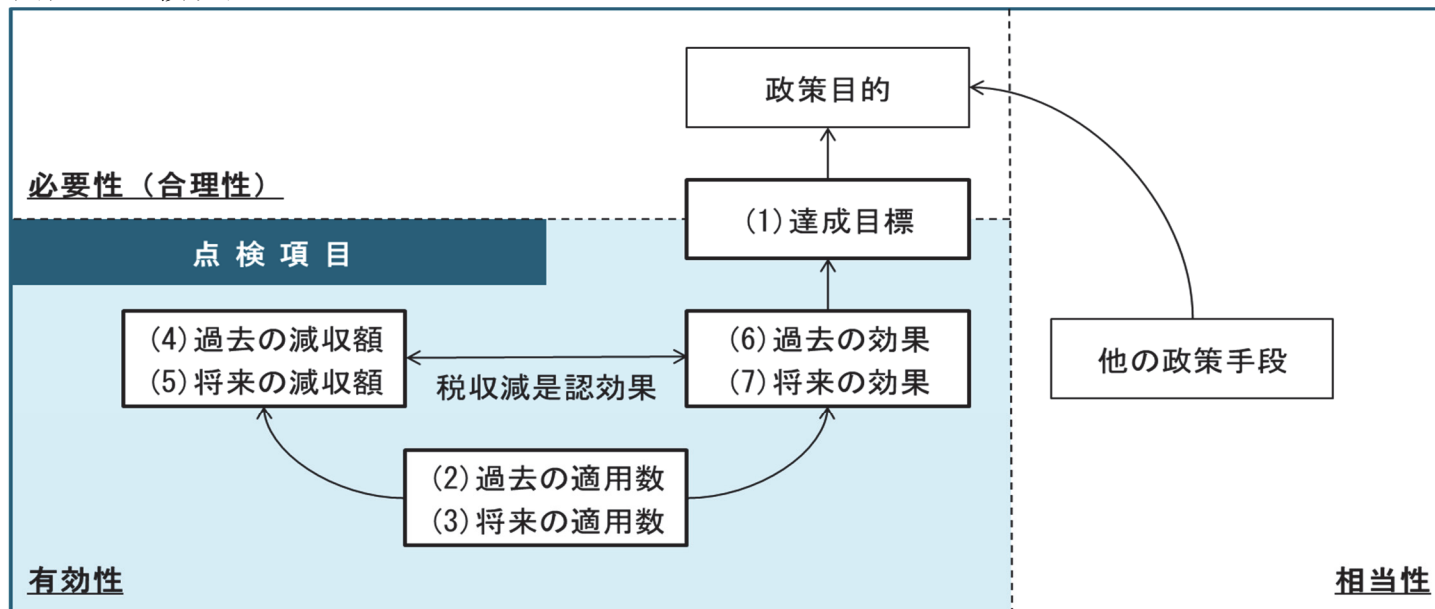
### 1 点検対象・点検方法

総務省（行政評価局）は、毎年度、各行政機関が実施した租税特別措置等に係る政策評価を点検しており、令和元年度の点検では、各行政機関に実施が義務付けられている法人税、法人住民税又は法人事業税に係る租税特別措置等に係る事前評価38件を重点的に点検することとした。

点検に当たっては、ガイドラインにおいて評価書に記載が求められている項目の中から、政策目的の実現に向けた手段としての「有効性」に重点を置き、点検項目「(1)達成目標」、「(2)過去の適用数」、「(3)将来の適用数」、「(4)過去の減収額」、「(5)将来の減収額」、「(6)過去の効果」及び「(7)将来の効果」を設定した（図表3参照）。

点検は、政府全体で進められているEBPM（証拠に基づく政策立案）の取組も踏まえ、設定した(1)～(7)の各項目について、客観的なデータに基づき分析・説明されているかを中心に行うこととし、分析・説明の内容が不十分と思われる点については、点検プロセスにおいて各行政機関に補足説明を求め、それでも改善が見られなかった場合、その点を課題として指摘することとした。その結果は、A～Eの5段階に分類して表すこととした（図表4参照）。

図表3 点検項目



図表4 分類（A～E）の考え方

| 分類 | 考え方   | 分析・説明の有無 | 定量化の有無 | 十分な算定根拠等の説明の有無 | 十分な分析・説明の有無（注） |
|----|---|----------|--------|----------------|----------------|
| A  | 一定の分析・説明はされており、今後も評価水準の維持向上を図っていくべきもの   | あり       | あり     | あり             | あり             |
| B  | データが算定根拠とともに示されているが、それらを用いた分析・説明が十分ではないもの（外部要因が勘案されていない、想定と実態がかい離しているが原因分析が不十分など） | あり       | あり     | あり             | なし             |
| C  | 定量的なデータによって分析・説明されているが、その算定根拠等が不足しているもの   | あり       | あり     | なし             |                |
| D  | 定性的説明はされているが、定量化が不十分なもの   | あり       | なし     |                |                |
| E  | 分析・説明されていないもの   | なし       |        |                |                |

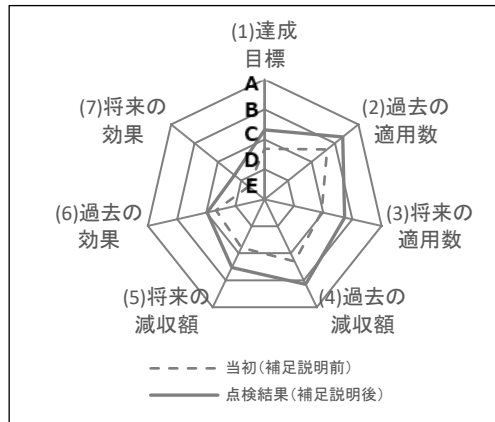
（注） 外部要因を考慮した措置の直接的効果の分析等

## 2 点検結果

租税特別措置等に係る事前評価38件の点検結果は、図表5及び6のとおりである。なお、過去の適用数、過去の減収額及び過去の効果については、それぞれの母数から新設要望等に係る評価書5件を除いている。

全体の状況としては、点検プロセスにおける各行政機関の補足説明によって、「適用数」及び「減収額」については分析・説明の内容に改善が見られたが、「達成目標」の設定及び「効果」の分析・説明は十分とは言い難い状況にあった（図表5参照）。また、客観的なデータがその算定根拠とともに示されていない（達成目標にあっては、達成すべき水準（目標値）が目標達成時期とともに示されていない）もの（C～E段階）の割合は、(1)達成目標は84.2%（32/38件）から57.8%（22/38件）に、(2)過去の適用数は63.6%（21/33件）から30.3%（10/33件）に、(3)将来の適用数は84.2%（32/38件）から50.0%（19/38件）に、(4)過去の減収額は81.8%（27/33件）から42.4%（14/33件）に、(5)将来の減収額は92.1%（35/38件）から60.5%（23/38件）に、(6)過去の効果は78.7%（26/33件）から63.6%（21/33件）に、(7)将来の効果は94.7%（36/38件）から84.2%（32/38件）になった（図表6参照）。一方、分析・説明がされていない項目が残る著しく不十分な評価書（E段階）も17件あった。

図表5 補足説明の前後における  
分析・説明状況の比較



図表6 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果（点検項目別）

| 項目<br>分類 | (1)達成<br>目標 | (2)過去<br>の適用数 | (3)将来<br>の適用数 | (4)過去<br>の減収額 | (5)将来<br>の減収額 | (6)過去<br>の効果 | (7)将来<br>の効果 |
|----------|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|--------------|
| A        | 13 (4)      | 23 (12)       | 19 (6)        | 19 (6)        | 15 (3)        | 2 (1)        | 2 (0)        |
| B        | 3 (2)       | — —           | — —           | — —           | — —           | 10 (6)       | 4 (2)        |
| C        | 9 (15)      | 9 (20)        | 13 (25)       | 14 (26)       | 18 (28)       | 11 (15)      | 6 (7)        |
| D        | 9 (12)      | 0 (0)         | 2 (0)         | 0 (0)         | 0 (0)         | 5 (3)        | 17 (6)       |
| E        | 4 (5)       | 1 (1)         | 4 (7)         | 0 (1)         | 5 (7)         | 5 (8)        | 9 (23)       |

- (注) 1 図表5は、評価書ごとに、各項目に図表4の分類に応じた点数（A：4点、B：3点、C：2点、D：1点、E：0点）を付し、その合計を評価書の数（38件）で除すことにより作成
- 2 図表6の（ ）内は、補足説明前の当初の評価書の数
- 3 点検項目(2)～(5)の「B」分類については、図表4で示した観点からの点検事項がなく、当該分類に該当することがないことから、「—」と表記している。
- 4 点検項目(2)、(4)及び(6)については、それぞれの母数から新設要望等に係る評価書5件を除いている。

(1)～(7)の項目別に詳細を見ると、次のとおりである。

また、各項目の各段階の内訳として、具体的にどのような課題が見られたかを件数とともに記載しているが、この件数は重複して計上しているため、合計と一致しない。

(1) 達成目標

EBPMでは、課題を特定してその解決に向けた目標を設定し、その達成を目指すロジックを構築して統計等データの合理的根拠に基づき検証することが重要であることから、まずは定量的な達成目標を適切に設定する必要がある。こうした観点で点検した結果、A段階のものが13件、B段階のものが3件、C段階のものが9件、D段階のものが9件、E段階のものが4件であった。B段階の3件の中には、達成目標の実現が政策目的の実現に寄与することが十分に明らかにされていないものが2件、達成目標に関するその他の説明が不十分であるものが1件あった。C段階の9件は、達成目標を達成すべき時期が、要望に係る租

税特別措置等の適用期間の最終年度又は事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において示されていないものであった。D段階の9件は、達成すべき水準（目標値）が測定可能な指標を用いて、定量的に示されていないものであった。E段階の4件は、達成目標が設定されていないものであった。

## (2) 過去の適用数

過去の適用数については、租税特別措置等の効果や減収額を把握するための基礎となる情報であることから、適切に把握する必要があるところ、A段階のものが23件、C段階のものが9件、D段階のものが0件、E段階のものが1件であった。C段階の9件の中には、適用数が税目ごとに把握されていないものが1件、適用数が分析対象期間内の年度ごとに把握されていないものが3件、適用数の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典。以下同じ。）の説明が不十分であるものが7件、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号）（以下「租特透明化法」という。）に基づき把握される適用実態等に関する情報を用いていないものが1件、適用数に関するその他の説明が不十分であるものが1件あった。E段階の1件は、適用数が把握されていないものであった。

## (3) 将来の適用数

将来の適用数については、租税特別措置等の効果や減収額を予測するための基礎となる情報であることから、適切に予測する必要があるところ、A段階のものが19件、C段階のものが13件、D段階のものが2件、E段階のものが4件であった。C段階の13件の中には、適用数が分析対象期間内の年度ごとに予測されていないものが2件、適用数の算定根拠の説明が不十分であるものが11件、適用数に関するその他の説明が不十分であるものが2件あった。D段階の2件は、適用数が定量的に予測されていないものであった。E段階の4件は、適用数が予測されていないものであった。

## (4) 過去の減収額

過去の減収額については、租税特別措置等の効果が税収の減少を是認するものであるかを分析するために必須となるものであることから、適切に把握する必要があるところ、A段階のものが19件、C段階のものが14件、D段階のものが0件、E段階のものが0件であった。C段階の14件の中には、減収額が税目ごとに把握されていないものが4件、減収額が分析対象期間内の年度ごとに把握されていないものが3件、減収額の算定根拠の説明が不十分であるものが12件、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用実態等に関する情報を用いていないものが4件あった。

(5) 将来の減収額

将来の減収額については、租税特別措置等の効果が税収の減少を是認するものであるかを分析するために必須となるものであることから、適切に予測する必要があるところ、A段階のものが15件、C段階のものが18件、D段階のものが0件、E段階のものが5件であった。C段階の18件の中には、減収額が税目ごとに予測されていないものが3件、減収額が分析対象期間内の年度ごとに予測されていないものが4件、減収額の算定根拠の説明が不十分であるものが16件、減収額に関するその他の説明が不十分であるものが2件あった。E段階の5件は、減収額が予測されていないものであった。

(6) 過去の効果

過去の効果については、達成目標の実現状況、ひいては政策目的の実現に向けた手段としての有効性を検証するために必須となるものであることから、適切に把握する必要があるところ、A段階のものが2件、B段階のものが10件、C段階のものが11件、D段階のものが5件、E段階のものが5件であった。B段階の10件の中には、租税特別措置等が達成目標の実現に有効な手段であったことが明らかにされていないものが5件（把握された適用数が僅少であるものが4件、把握された適用額が特定の者に偏っているものが1件、把握された適用数が前回評価時の将来予測とかい離しているものが1件）、他の政策手段や経済情勢等といった他の要因の影響を除いた租税特別措置等の直接的な効果が把握されていないものが9件あった。C段階の11件の中には、効果が分析対象期間内の年度ごとに把握されていないものが8件、効果の算定根拠の説明が不十分であるものが5件あった。D段階の5件は、効果が定量的に把握されていないものであった。E段階の5件は、効果が把握されていないものであった。

(7) 将来の効果

将来の効果については、達成目標の実現見込み、ひいては政策目的の実現に向けた手段としての有効性を検証するために必須となるものであることから、適切に予測する必要があるところ、A段階のものが2件、B段階のものが4件、C段階のものが6件、D段階のものが17件、E段階のものが9件であった。B段階の4件の中には、租税特別措置等が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないものが1件（予測された適用数が僅少であるもの）、他の政策手段や経済情勢等といった他の要因の影響を除いた租税特別措置等の直接的な効果が予測されていないものが4件あった。C段階の6件の中には、効果が分析対象期間内の年度ごとに予測されていないものが3件、効果の算定根拠の説明が不十分であるものが4件あった。D段階の17件は、効果が定量的に予測されていないものであった。E段階の9件は、効果が予測されていないものであった。

### 3 点検結果の活用及び今後の課題

#### (1) 本年度の税制改正作業における点検結果の活用

点検の結果、分析・説明の内容が不十分であると指摘した評価書に係る租税特別措置等については、今後の税制改正作業において、更なる検証が必要である。

#### (2) 次期評価に向けた今後の課題

E段階であったものは、達成目標が明確でないものや、適用数、減収額又は効果の項目のうち、全く把握されていない又は予測されていない項目があった評価であるが、いずれの項目も租税特別措置等の有効性を分析・説明するために必要不可欠なものであることから、まずは何らかの分析・説明を行う必要がある。特に「達成目標」は、政策評価の実施の前提となるものであることから、政策目的の実現に向け、租税特別措置等により達成しようとする目標を明確に設定する必要がある。

C・D段階であったものは、各項目の分析・説明について、定量的なデータがその算定根拠とともに示されていないものであるが、租税特別措置等の効果検証を客観的なデータに基づき行うためには、各項目について、少なくとも定量的なデータを算定根拠とともに示す必要がある。特に「効果」については、他の項目と比べて、これらの段階であるものの割合が高いため、定量的なデータを算定根拠とともに示す必要性が高いと考えられる。

B段階であったものは、各項目の分析・説明について定量的なデータが算定根拠とともに示されているが、外部要因が勘案されていないものや、適用数が僅少であるにもかかわらず、その原因分析が不十分なもの等であり、引き続き定量的なデータを算定根拠とともに示すことは維持しつつ、外部要因の勘案等を十分に行う必要がある。

A段階であったものは、現時点において特段の課題はないが、達成目標及びその実現に向けた租税特別措置等の効果等について、引き続き不断の見直しを行い、改善を図っていく必要がある。

各行政機関は、政策評価を通じて、租税特別措置等の必要性、有効性等を明らかにする必要があるとあり、総務省（行政評価局）は、今後とも、関係機関や外部有識者の理解・協力も得つつ、点検活動等により、各行政機関が説明責任をより適切に果たすよう取り組んでいく。